

午後二時一分開会

○参議院議長（伊達忠一君） 皆さん、御苦労さまでございます。お忙しいところ、きょうもお集まりいただきまして、ありがとうございます。

御存じのように、天皇の退位等につきまして、各政党・各会派の皆さん方によります全体会議を開催させていただきたいと思っております。

きょうは全体会議でございますので、速記を入れてさせていただいて、議事録を作成させていただき、後ほどまた配らせていただきたいと思います、こう思っております。

皆さん方に資料をまた改めて、赤字で挿入してあります資料があると思うんですが、これにつきましては、先般、二日、三日と全体会議を開催させていただきまして、各政党・各会派からの皆さんの御意見を我々四者で整理をさせていただきました、ここに載せてございますので、御一読をいただければ、こう思っているところでございます。

それでは、きょう、ある程度一通りお聞きした上で、皆さん方からまた御質問、また、各党・会派に対しましての御意見をいただければ、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、自由民主党さんからどうぞ。

○衆議院議員（茂木敏充君） ありがとうございます

ます。

自民党としても、これまでも一致点を見出す努力、先週二回にわたります会議も含め、してきたつもりであります。

ただし、違憲の疑いが持たれる対応、違憲の疑いが強い対応、一律の要件の設定など、問題のある対応はすべきではない、これが我々の基本的な考えであります。

一致点を見出す努力ということで申し上げますと、例えば皇室典範と特例法の関係におきまして、憲法第二条において、皇位の継承は、「国会の議決した皇室典範の定めるところにより、」このように規定をされております。現行憲法下におきましては、皇室典範も、第二条にあります「国会の議決した」法律の一つであるというのが内閣法制局の一貫した見解でありますし、きょう正副議長におまとめいただきましたこれまでの議論を拝見いたしましたとしても、例えば民進党さん、二ページ目になるわけですが、皇室典範の改正、一番下の部分であります、「明治憲法下での皇室典範は、官務法と言われ、憲法そのものと同じ地位にあつて、議会が触れることができなかつた。現在の皇室典範は、一般法である。」このように民進党さんもお述べになつていらつしやるわけでありまして、この点は見解が一致をしております。ただ、その上で、我々は、確認的に、皇室典範と

今回の特例法の関係を明確にするための規定を皇室典範に置くことよつて対応する用意がある、そのようにも述べさせていただいた次第であります。

もう一点、退位の対象であります、一代限りということにつきまして、一代を対象に、このように説明をさせていただきました。

そして、今上陛下の退位につきましては、将来の予見可能性や要件の設定、ここについては繰り返しますが、この要件の設定が困難なことから、特例法による対応が適切と考えておりますが、これは、必ずしも将来の天皇の退位を否定し、将来の先例となることを否定するものではない、そのようにも述べさせていただきましたところであります。

その一方で、違憲の疑いが持たれる対応、違憲の疑いが強い対応はすべきではない。憲法第四条におきまして、天皇は国政に関する権能を有しない、このようにした上で、効果が国家に帰属をすることになるような天皇の意思に基づく行為は、憲法に限定列举されました国事行為以外は一切認められない、こういう趣旨であります。

天皇の退位、これは明らかに、国家機関としての天皇の地位を離れるという、その効果が国家に帰属する行為と言わざるを得ないと考えております。したがつて、天皇の意思によります、もしくは意思に直接かわらしめる法律の制定は憲法

違反の疑いが強い、こういう考えは変えられない、このように考えております。

さらに、皇室典範と特例法の関係につきましても、それぞれ法律ではある、しかし、それをつなぐという場合につきましては、附則で書くのが一般的なやり方だ。ただ、確認的に、きちんとその附則には入れさせていただく、こういったことについても申し上げたところであります。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます。

それでは、民進党さん、ありがとうございました。

○衆議院議員（野田佳彦君）　きょうは、エース長浜は後で温存しまして、私がちょっと前さばきの議論をさせていただきたいと思っております。

私どもも一致点を見出すべく努力をしていきたいと思っておりますし、最終的には、まさに国民の総意に基づく天皇の地位でありますので、願わくば全会一致となるような結論が望ましいと思っております。そのための最大限の努力をしていきたいと思っております。

そこで、改めてちょっと建設的な議論をしていくために、幾つか主張とともに質問をさせていただきたいと思うんですが、私どもは、自分たちの立場は、あくまで皇室典範の本則を改正し、特にその四条で、天皇が退位をする際の三つの要件を

定めさせていただいております。

我々は、こういう形で、法律上退位の要件を定めて対応すべきであるということですが、これまでの議論をお聞きしてきている中で、私どもと同様の主張をされている政党もありましたが、自民党、公明党さんは、要は、典範の附則に根拠を置いて特例法で定めていくというお立場と理解をしています。その際も、事実上、私どもが主張している三つの要件についても内在をしている問題意識があるのではないかと思います。そこで、その問題意識の共有ができれば大変ありがたいと思うんです。

そこで、お尋ねをしたいと思いますが、第一の要件に私どもが掲げております、皇嗣が成年に達している、この場合、これはある種言わずもがなであって、摂政との重複を避けるための当然の理であります。これは、法律の要件に書くかどうかは別として、これは当然だと思っておりますが、これについての御意見はまだ一度もいただいたことがありませんので、ぜひ御意見を頂戴できればと思っております。

二つ目の要件として、天皇の意思に基づくものであるということについては、これは前回でも憲法をめぐっての議論などもございましたが、今、茂木さんからの御指摘もそういうことだというふう

別としても、例えば公明党さんの御主張の中では、特例法で書く場合にも、これは資料の何ページだったでしょうか、天皇の意思に反しない限り云々という表現があったと思っております。そういうものを特例法としても書くようなお話がございました。

いずれにしても、強制退位はあつてはいけないという問題意識は共通すると思うんですね。それは、我々は、天皇の意思に基づきという直接要件に入れていますが、場合によっては、その意思に反しない限り、これも同じなんです。事実上のこれは特例法における要件化だと思います。

ここは、強制退位を排除するためにはどういう知恵があるか。逆に我々はストレートにその意思について言及しておりますが、強制退位を排除するための知恵はどういう知恵をお持ちなのかをぜひお尋ねしたいというふうに思います。

それから三つ目として、皇室会議を私どもは掲げておりますけれども、皇室会議は、皇位の順番の変更であるとか、摂政を設けるときに皇室会議で決定することになっていきます。これは退位についても、これは国事行為やあるいは公的行為を行う主体の変更にかかわることは皇室会議で、既にもう皇室典範で認められているわけでありまして、退位について皇室会議が介入するということをなぜ考えないのか、それはぜひお尋ねをしたいと思います。これについても、皇室会議につ

いてもこれまでの議論では余り言及をしていただいていないと思いますので、ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

退位の決定を行う組織としては、国民意識が反映されること、政治的介入の回避が可能であること、皇室の意向が反映されること、退位の対象となる天皇個人の情報の保護が可能な組織であること、かつ、その組織が極めて高度で慎重な判断を行うことが可能なメンバーにより構成されている必要性というのを我々は重く見えています。

その意味では、国会議員が正副議長四名入るということ、それから、行政からも内閣総理大臣と宮内庁長官が入ること、司法からも最高裁判官と判事が入る、加えて、皇族方お二方が入るとい皇室会議はまさにそうした条件に適合すると思うんですが、これについてのお考えもお聞かせをいただければ幸いです。

最後に、国会の議決を要するという考え方については、これまでいろいろそれぞれの政党からお話ございましたが、国会の議決を要することを要件に加えること、これは我が党内にもある意見でございますので、それについては検討に値するということは付言をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます

ました。

続きまして、公明党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（北側一雄君） 先週の全体会議で恐らく主要な論点は出ているんだろうというふうにも思っております。それにつきましては先週私どもが申し述べたとおりでございます。それに就いてきょうもおまとめをいただいておりますので、繰り返しは避けさせていただきますと思います。

その上で、今、野田先生の方から幾つかの御質問といえますか御意見がございましたので、それに関する考え方、先週申し述べたことと重複するかも知れませんが、申し述べたいと思います。

まず、特例法としても、今回、今上陛下の退位に至る事情というのは大変重要でございます。その事情について特例法の中に書き込んでいく必要があるだろうと思っております。立法事実に当たる事実かも知れません。

陛下が象徴天皇として大変大きな役割を果たしてこられたということ、それを国民が受けとめて、国民が陛下に対して敬愛の念を持っているということ、そして、現在の現況、陛下の御年齢や、また皇嗣の方の年齢、状況等、また、昨年八月八日の陛下のお言葉がありました。そのお言葉についても触れることになるだろうと思えます。

そして、大事なことは、それに対して国民がどう受けとめたのか、国民がどう理解をしているのか

かということをおそらく事情として書き込んでいくのかなというふうには思っております。それはぜひ、今後、政府側でその事情というのを、何を書き込んでいくかということとはとても大事です、ぜひ検討してもらいたいというふうには思うわけでございますが、いずれにいたしましても、そういう事情を書き込むことによって、これからの重要な先例になるというふうには思っております。そういう意味で、その事情を書き込むことが非常に重要だというふうには私どもは認識をしております。

今、野田先生からお話がありましたのは、一つは、皇嗣が成年に達していることということですね。私、今申し上げた事情の中に、皇嗣の年齢とこののを申し上げました。皇嗣の年齢、また皇嗣の置かれている状況等々、そこに当然含まれてくるだろうというふうには私は認識をしております。

それから、天皇の御意思の問題ですが、これまで先週一番ここが論議になったんだと思いますが、当然のこととして、その事情の中に、昨年の八月八日の陛下のお言葉の受けとめといいますか、そういうものが何らかの形で入ってくるんだろうと思っております。そういう意味で、今上陛下の御意思をそんたくするような、そうした事情も当然書かれていくだろうと思っております。

それから、皇室会議の件でございますが、ここはちよっと私の認識と少し違うのかもしれませんが

が、象徴天皇制、また皇室制度というのは、一義的にはやはり内閣が責任を持つんだらうと思っております。宮内庁を通してということもあるかもしれないませんが、いずれにいたしましても、内閣が一義的に助言と承認をする、内閣が一義的に象徴天皇制度また皇室制度のあり方について責任を持つ主体だということふうに考えております。そしてさらに、国民の代表である国会が最終的には責任を持たないといけないということふうに考えております。

そういう意味で、皇位の継承という極めて重要事だと思うんですが、それが、皇室会議が関与するというのが、果たして今の、内閣が一義的に責任を持つ、そして国会が最終的には国民の代表として責任を持つ、こういう立て分けからしますと、皇室会議にそうした退位を認めるのか認めないのかというふうな極めて重要な事柄について要件化することは、いかがなものかというふうには思っております。やはり三権分立というふうな立場からそのように言えるんじゃないかと思えますし、現行法の皇室典範の中で、皇室会議が関与する場合も、何を判断するのかということが明確になっているわけですね。ところが、今の話では、今の制度として皇室会議の関与といえますと、一体何を皇室会議で議論しようとしているのか、そこが逆に曖昧なのではないのかなというふうには

は思っております。

現行の皇室典範で書いてある皇室会議の関与の場合は、何を判断するかということが明確に規定をされているわけですし、退位を認めるか認めないか、皇位の継承を認めるか認めないのか、このような事柄について皇室会議が判断をするというのは、必ずしも適切ではないのではないかとこのように私は考えております。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、共産党さん、お願いいたします。

○参議院議員（小池晃君） 私どもの意見を申し述べたいと思います。

この間の議論で、我が党としての基本的な考え方を述べておりますが、きょうは、補足する点、二点を述べさせていただきます。

最初に、退位に関する考え方であります。

私たちは、昨年八月、天皇が高齢によって象徴としての務めが果たせなくなるのではないかと案じていると述べられたことをよく理解できる、そう表明しました。そして、あくまで政治の責任で退位を認めるべきだとしてまいりました。

私たちは、退位を認める根拠を、天皇の意思に置くのではなく、一人の方がどんなに高齢になっても仕事を続けなければならないという今のあり

方が、憲法の根本原理である個人の尊厳と相入れないということに置いております。

それから、もう一点です。

退位をめぐる立法のあり方についてであります。私たちは、高齢というのは誰にでも訪れるものであつて、現天皇だけの特別な事情ではないのだから、皇室典範の改正で対応するのが筋だと考えると繰り返し表明をいたしました。皇室典範の改正でなければ憲法違反になるという主張は行っておりません。

立法のあり方について言えば、どのような形式をとるにせよ、将来の退位の道を閉ざすものであつてはならないと考えております。自民党が、将来の天皇の退位を否定するものではないと述べたことに注目したのは、そうした見地からであります。

現行憲法の象徴たる天皇の退位を初めて立法化する、これは、それが憲法の規定に適合するものとなれば、今後のあり方においても先例になると考えておりました。この点で一致点を見出し、いくことができないうものだろうかと思っております。多くの国民が、天皇の退位を可能にする立法を望んでおります。憲法の規定に適合し、主権の存する日本国民の総意に基づくものとなるべく、各党・各会派が議論を尽くして、合意の形成を目指すべきだと考えております。

以上であります。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます
ました。

次に、日本維新の会さん、お願いいたします。
○参議院議員（片山虎之助君）　何点か申し上げ
たいと思います。

一つは、まとめ方なので、恐らく衆参正副議長
さんも同じ考えだと思えますが、平場での討論、
意見交換だけではまとまりませんわね。やはり、
集約するにはいろいろな形があるので、個別折衝
というのもおかしいんですが、そういうお考えだ
と思いますけれども、ぜひそれを交えて、加速し
て、三月中には結論を出していただきたいとい
うのがまず一点でございます。

それから、我々は、もう何度も繰り返しませ
んが、特例法でいくべきだ、こういう考えでござ
いますが、憲法に皇室典範が定めるとはつきり書
いている以上、やはり皇室典範とのつなぎをきつ
ちりした方が国民も安心すると思うんですね。法
的には別に根拠がなくても、それぞれ法律ですし、
いろいろな考え方があると思うんですが、やはり
皇室典範に書く。書く場合に、普通は附則なん
ですよ、こういう場合は。附則なんです、私は、
これは場合によっては本則でもいい、事が重大で
すから。本則で書き得るといふ余地もあるので、
それである程度の妥協というのか、まとめがで

るのなら検討すべきではなからうかと思ってい
ます。

それから、その次は、我々の方も、この機会に、
天皇制度のその他の問題、特に皇位継承の安定性
等については国会で議論したらどうか、こういう
ことを提案いたしておりますが、憲法の第一章は
天皇なんですね。ある意味では、統治機構の根幹
なんですよ、これもいろいろな議論がありますけ
れども。憲法というのは、発議権は国会にあるん
です。内閣じゃないんです。

そういう意味では、これは我が党というよりは
私個人の意見に近いんですが、憲法なりあるいは
憲法に書く第一章の天皇制がどちらのマトリかと
いったら、むしろ国会マトリではないかと。ただ、
法案をどちらが出すのかなんとかいうことはまた
別ですよ。大いに議論して、主導していくべきは
国会ではないかと思っておりますので、不作為と
いうことが最近盛んに言われますから、ぜひ、こ
の機会に、天皇制度等について国会で議論する場
を、我々は特別委員会と書いていますが、これは
別に特別委員会という形式にこだわっているつも
りはありませんので、そういう場が必要ではな
からうかと。今まで議論してきたことのないツケが
今回っているような気が私はいたしますので、ど
うかよろしくお願いいたします。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます
ました。

それでは、自由党さん、お願いいたします。
○衆議院議員（玉城デニー君）　我が党は、この
間の意見表明をさせていただいている中で特に変
更はございません。

ですが、一言申し添えるのであれば、やはり皇
室典範の恒久的な本則の改正の中で、女性宮家
についてなどの、本来、国民の望んでおられるで
あろうということの議論も踏まえていくべきであ
ろうというふうに思います。そのような形で、陛下
の退位についても、やはり皇室典範のでき得る限
り本則での扱いを進めていくということ我希望す
るものです。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます
ました。

それでは、社会民主党さん、ございますか。
○参議院議員（又市征治君）　これまでの論議と
かみ合わせて、特に、天皇の御意思の問題と憲法
四条をめぐる論議が幾つかありました。その件に
関して、三点ばかり意見を申し上げさせていた
だきたいと思えます。

まず一つ目に、憲法第四条は、もう御承知のと
おり、「天皇は、この憲法の定める国事に関する
行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

「こう定められているわけです。そこで、天皇の退位という意思表示が政治的意味を持つか否かということが論じられてきましたけれども、我が党は、退位の意思表示自体は国事行為ではないし、政治的意味も持たない、このように考えます。つまり、退位の意味表示があつたとしても、退位自体が天皇の自由意思で行われるわけではないわけでありまして、私どもは、資料にもお出ししておりますけれども、退位の要件を三点挙げております。

一つは、高齢または疾患により執務が困難になつた場合、二つ目に、天皇の御意思、三つ目に、皇室会議の議決、国民の総意を代表する国会の承認ということも挙げておりまして、ここで最終的に決定するのであれば、これは憲法に抵触をするということにはならない、このように考えております。

また、二つ目には、現状の問題として、天皇が内閣と相談をしながら発せられた昨年八月八日のお言葉については、これは、これまでの全体会議でも、あるいは事務局が取りまとめた各党の御意見でも、各党・党派全てがこのお言葉を理解し、尊重する、こういうふうにされていると思います。さらには、お言葉で示唆された今上天皇の退位については、各党・党派全てが認めているわけでありまして、したがって、今、立法府としてその

対応を検討している。だから、御意思という問題について、これは政治的であるとかないとかという域を超えて、論議を現実問題としてやっているということですよ。

もし天皇の意思を退位に絡めることが違憲だという論理になってくるならば、今上天皇についても退位を認めないという逆の論理になっていくのではないのか、それが論理の帰結ではないのか、こういうふうを考えるわけでありまして、ぜひ天皇の御意思と憲法四条の問題はそのように整理をすべきではなからうか、こう考えております。

それと、天皇のお言葉とこの一代限りの特例法との関係についてであります。これは場合によれば質問ということにもなるかもしれませんが、この八月八日のお言葉では、「私のあとを歩む皇族にとり良いことであるかにつき、考えるようになります。」と述べられております。

このお言葉を尊重するのであれば、国民に対し、そしてその代表者である立法府に対し、恒久的な制度を求める文言であつたというふうに理解できるわけでありまして、一代限りの特例法であるとした場合には、このお言葉をどのように理解することになるのかということが問われてくるのではないのか、こういう気がいたします。

よって、もしお答えいただければ、後ほどお答えいただきたいと思います。

以上、三点です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、無所属クラブさん、ございましたら。○参議院議員（松沢成文君） 無所属クラブでございます。

これまでの議論で、自民党さん、公明党さんの方からは、特例法でやる方が今回は望ましい、その中でもやはり皇室典範に根拠を置いた上で特例法をつくっていく、そしてそれは、特例法というのは先例となつてもいいという御発言があつて、大分共通項が出てきたかなと思いますが、ただ、では、どういう特例法にするかというのは非常に難しいと思うんですね。

四条では、崩御したときに、退位して、皇嗣がつくとなつていきますから、すると、その例外を設けるわけですね。ですから、その附則に例外があり得るということを書いて、それで特例法を設けるわけですが、この特例法は今上天皇のことだけを対象にするのか、それともこれから起き得る事態全てに対応できる特例法にするのか。ここも非常にどういう形かわかりにくいし、もし今上天皇のことを対象にするのである書き方と、他の天皇も対象にできるという書き方は大分たがってくるかと思うんですね。その辺をどのように考えているのか、もう少し詳しく教えていただきたいと

いうことです。

もう一点ございまして、私たちは、あくまでも、皇室典範の本則の改正によってこれはきちつと対応しなければ、その方が憲法違反になるということとをずっと言ってきました、その疑いが持たれるということですね。やはり退位、即位の問題で憲法違反じゃないかという意見が上がるというのは、これは天皇制にとつては非常に不幸なことでありまして、これは避けなきゃいけないと。

そのときに、退位の条件として幾つか考えなきゃいけないということを私は申し上げました。それが、天皇が高齢で公務がみずからできないということ、あるいは天皇にその意思があるということ、そして皇室会議の議を経ることというふうにしました。

ただ、こういう考え方に対して、公明党さんの方からは、憲法の第四条ですね、政治の権能を有しないというところに天皇の意思というのが出てくるとひっかかるじゃないかという御意見だと思っておりますが、私は、それをうまく何か緩和できる条文の書き方というのがあると思うんです。

ちよつと具体的になりますけれども、例えば、第四条に第二項を設けて、天皇の崩御で即位が基本だけれども、第二項で、ただし、天皇は、高齢のため公務をみずからできないときには、例えば、皇室会議がその意思を確認した上で、皇室会議の

議を経て即位することができるというような条文を考えれば、天皇のみずからの能動的な意思ではなくて、皇室会議が天皇の意思を確認した上で、それでそれを認めるかどうかを議論して、それで決めていきますよというふうになれば、私は天皇の意思と政治権能のところはうまくクリアできるんじゃないかと思っています。

その上で、皇室会議について議論がありました。私が、私はむしろ、皇室会議を積極的に有効にする意味で活用していくべきだと思っています。

皇室会議というのは十人で構成されていて、先ほど野田先生の方から話もありましたように、三権の長プラス皇族、さらには宮内庁の方、あるいは最高裁長官と判事と、非常にバランスのとれた、日本を代表する、あるいは日本の民主制度を代表する人たちが集まっています、天皇の地位というのは国民の総意に基づくわけですから、そうであれば、この皇室会議でしっかりと天皇の御意思をこそんたくし、お聞きし、もう限界だから引退させてくれという御意思が強ければそれを皇室会議で議論して決めていくという形をとれば、天皇の意思が政治の権能につながるということにはならないと思います。

私は、そのあたりもしっかりと条件を明らかにする、条文として。考えられると思うんですね。そういう具体的な議論も始めて、どうにか妥協点

を見出すべきだというふうに考えております。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

それでは、日本のこころさん、ございましたら。○参議院議員（中山恭子君） ありがとうございます。

きょう、議論を伺っておりまして、各党とも何とか一致点を見出そうとして御尽力なさっているということが非常にはっきりと伝わってまいりました。

そういった意味で、この会議の価値というものが非常に有益なものであると考えております。例えば、民進党さんの方からも、非常に具体的な形で、一致点を見出そうという御尽力を伺うことができました。

今、私どもは、もうこれまでも何度も申し上げているとおりの考え方でございまして、皇室典範附則に何らかの形をとつて、憲法違反にならない方向で工夫をして、今上陛下の御譲位が可能になるようにしていけないといけない、または、そうできたらと考えているところでございます。

今、皇室典範そのものを変更するという意見もございまして、これは、本則を変えらるというののは極めて難しいことであると考えております。

また、皇室会議を大きなポイントとして考えて

はという御意見が今ありましたけれども、そうであれば、私自身は、皇室会議のメンバーについて、現状の形を変更することがまず必要であると考えております。

立法、行政、司法の方々、その代表の方々が皇室会議にいらつしやるということで、非常にこれは安心できる会議でございますが、その中で、御皇室にかかわることを議論する会議でありながら、御皇室の方がたった二人しかこの会議に入っていないということ、まずそこも変更しておく必要があるかと考えておりまして、御皇室の関係者もつと数多く皇室会議のメンバーになるというところから皇室典範を変更する必要があると出るだろうかと考えております。

そういったことも含めまして、今回は、今上陛下の御譲位を何とか可能となるように工夫するというところで多くの方々が御尽力してくださっていることに、それを多として、この会議を開いていただいていることについても感謝しております。

もし、きょう何らかの形で、さらに一致点に向けて議論が深まるのであれば、あとは私自身は、議長、副議長に御一任できれば、この段階まで来た今の時点では、そのことについても皆様のお考えを伺いたいと思っております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございますました。

次に、最後になりました、沖縄の風さん、お願いいたします。

○参議院議員（伊波洋一君） 沖縄の風としては、天皇が御高齢となり、象徴的行為が果たせなくなった場合に、天皇御自身の意思で生前であっても退位ができる制度を創設することが、やはり、日本国憲法における象徴天皇制を存続させ、そして機能させていくために必要なことだと思っております。

また、昨年八月八日の今上天皇のお言葉は、これはある意味で天皇の意思という意味合いもありますけれども、同時に、やはり内閣の最終的な責任のもとで発せられているというふうに理解をしております。ですから、このようなお言葉自体が憲法に違反をするという議論は当たらないのではないかと、このように考えます。

いろいろな議論の中で、皇室典範も一般法の一つであるということがある程度確認をされておりますので、皇室典範に書く書かないという議論と特例法としての一般法との間の差は必ずしもないのではないかと思いますし、しかしながら、沖縄の風としては、やはり全会一致を目指すことこそが求められておりますし、また、世論や国民の思いが通じる形で実現をしていくことが大変大事ではないかと。

最後に、今上陛下は、先日、ベトナム、タイの

御訪問をされているように、お元気なんです。

しかし、それでも昨年のお言葉の発出があったというのは、このような象徴天皇の役割をやはり後の世代にもしっかりと伝えていきたい、こういう御意思だと思っております。そこをやはり受けとめていくことが大事ではないでしょうか。

以上でございます。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございますました。

皆さん方から一通り御意見を承りました。

それで、野田先生からの質問で、公明党さんの方は御答弁がございましたが、それでは、自民党さんの方から。

○衆議院議員（茂木敏充君） 民進党さんを含め幾つかの政党の方から御質問、御意見があったことについて、お答えといたしますか、私なりの考えを申し上げます。

たしか、前回の各党・各会派の代表会議で、今回の法整備、どういうイメージのものになるか、そういう御質問をいただいたときに、恐らく、退位に対応するに至る御事情というものは当然その中に書かれてくるのであろうという話を申し上げました。

昨年八月八日の陛下のお言葉からそんなことができるもの、そしてそれは、退位というものが恐らく陛下の意思に反しないものである、そういったこ

とは推察なりそんなくをできると考えております。また、事情の書き方、これは今後の話になってくるわけですが、現実問題として、皇嗣が成年に達しているというのが今の状況である、この認識は当然持っているわけでありませう。

その中で、皇室会議について何人かの方から御議論いただきましたが、皇室会議の性格でありませうけれども、例えば摂政の設置要件でありませう重患の有無など、現在の皇室典範、これに規定をされている要件に該当するか否かの事実認定を行う、そういった基本的な役割を担うと考えております。

我々は、退位の具体的な要件を定める、こういったことは極めて困難である、また、やり方によってはそれが憲法に反する、こういう危険性が高い、そういうことを申し上げましたが、事実認定を行う皇室会議に、要件を定めることなく、白紙で退位の是非の判断を委ねることは不適當であると考えております。また、退位の是非、そして要件の設定という新たな創造的な判断を皇室会議に委ねる、このことについても不適切である、そのように考えているところであります。

前回も申し上げましたが、政府の役割、そして国会の役割についてであります。天皇にかかわりませうさまざまな法律の施行に責任を有し、全体を整合的に取りまとめる立場にある政府が閣法と

して今回の法案の準備をすべきである、国会の基本的な役割は、その法律が、今回の退位にかかわる事情や、天皇退位に伴います呼称の変更であったり、さまざまな手続等について、過不足なく、かつ、適正に規定されているか否か、審議、判断をする、こういった役割になってくる、このように考えておるところであります。

その上で、改めて、憲法的一条における天皇の地位であります。御案内のとおり、憲法的第一条におきましては、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」このようにされているわけであります。

旧憲法下におけます天皇と現行憲法下におけます天皇がどう違うのか。これは御案内のとおり、旧憲法下におきましては、主権者が天皇でありまして、国政について統治権を総攬する、総攬というの、統合して一手に掌握をする、こういう意味だと思ひますが、また、軍部の統帥権を持つ、このようにされたわけでありませう。これに對しまして、現行憲法、ここでは主権者は国民でありませう。

そこで、日本国の象徴である天皇、その天皇の地位、存在、国家机关としての天皇というものは、主権の存する国民の総意に基づくので、新憲法の国民主権と矛盾はしない、これが最も大きな趣旨

である、そのように考えているところであります。

さらに、社民党さんの方からお言葉についての解釈というかお話があつたんですが、当然、何度も何度も、それぞれの方、八月八日のお言葉を読み返されて、その中で、今上陛下が長年、象徴としての御活動を大切にされている一方、御高齢になられて、これまでのように御活動を行うことに困難を感じておられる、こういった事情について皆さんが理解をする。ただ、それ以上の、お言葉について、解釈をそれぞれしていく、この意味はどうであるという解釈をすることにつきまして、私としては、いささかの抑制が必要ではないかな、こんなふうを考えております。

無所属クラブの松沢先生の方から憲法改正まで含めてお話しただいたところでありませうが、それをこのテーマにするかどうかは正副議長にお委ねしたいと思ひております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○衆議院議員（高村正彦君） 茂木さんが言ったことに尽きるわけでありませうが、自民党が考えているところのイメージを総括的に申し上げますと、特例法によって今上天皇陛下の御退位を認める。その理由は、事情として認めてさしあげたいという国民の総意が形成されているからである。そし

て、さらに、その総意が形成されるに至った事情というの、まさに天皇陛下のお言葉にある。だから、我々は、天皇陛下のお言葉そのものを直接的に考えるのではなくて、天皇陛下のお言葉によって、国民の、御退位をさせてさしあげたい、そういう総意が形成されたということを原因として、事情として、退位を認める。

今、崩御以外に初めて天皇が変わる、そういうことが起きるわけでありますから、産みの苦しみをしているわけでありますが、こういう先例ができれば、今の産みの苦しみよりも、はるかに次の代、その次の代はより容易に国民の総意が形成されて、そして、まさに国民を代表する国会、まあ内閣が案をつくって出すことになるだろうと思いますが、最終的には国会でそういうことができるようになる。

憲法違反の疑いということという、もともと特例法でやることは、金森国務大臣以来一貫して内閣は、これは、皇室典範という名前じゃなくて、議会で議決した法律であるということに意味があるんだということを言っていましたから、問題ないと思います。ほんの一部でも、問題があるという方がおられれば、それは特例法で、この特例法は皇室典範と一体のものであると書くことによつて全く疑問がないことに至るだろう、私はそういうふうにも思っております。

総体的に、今まで申し上げたことをまとめた意味で自民党の考え方を申し上げます。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます。

どうぞ。

○参議院議員（長浜博行君）　高村先生の今の話を受けてということではありませんけれども、八月八日のお言葉を抑制的に解釈をそれぞれしながら、直接ではないけれども、あのお言葉からの議論は始まったということはまた事実でありますし、先生自身からも、今、次の世代とかその次の世代という言葉も出ました。

私も、この議長の①から⑥まで、①のお言葉からスタートして、多分その最後の今後の進め方というところに展開をしていくんでしようけれども、改めて申し上げたいのは、今のお話については、八月八日のときもそうでありまして、十二月二十日の、お誕生日の前の宮内記者会との代表会見においても、ここ数年考えてきたことを表明しましたと陛下はおっしゃられています。ですから、八月八日のときもここ数年、それからお誕生日のときもここ数年ということをおっしゃっておられました。

十月二十日の皇后陛下のお誕生日のときも、皇后陛下はこのときは文書で御回答されましたけれども、やはり八月八日のことに関して、「皇太子

や秋篠宮ともよく御相談の上でなされたこの度の陛下の御表明」、これは文字になって出ているところでございます。

この数年前というのは一体何を指すのかなというふうにも考えました。

これは、誰でも見られる宮内庁のホームページでございます。平成二十一年だから数年前ですね、平成二十一年のときに大きな二つの行事がありました。

一つは、天皇皇后両陛下御結婚満五十周年というときに、皇后陛下が、「伝統の問題は引き継ぐとともに、次世代にゆだねていくものでしよう。

私どもの時代の次、またその次の人たちが、それぞれの立場から皇室の伝統にとどまらず、伝統と社会との問題に対し、思いを深めていってくださるよう願っています。」と。現行の皇室典範の第二条で皇位継承の順位は決まっておりますので、これは今さら申し上げることはないと思っております。

そしてもう一つは、十一月に、天皇陛下御即位二十周年に際してというときがあります。これは宮内庁の代表質問で、「皇室についてはこの先、皇族方の数が非常に少なくなり、皇位の安定的継承が難しくなる可能性があるのが現状です。」「両陛下は皇室の現状、将来をどのようにお考えでしょうか。」ということで、陛下が、「皇位の継承という点で、皇室の現状については、質問のと

おりだと思えます。皇位継承の制度にかかわることについては、国会の論議にゆだねるべきであると思いますが、将来の皇室の在り方については、皇太子とそれを支える秋篠宮の考えが尊重されることが重要だと思います。」というふうに宮内庁のホームページに載っているわけでございます。

その後、やはり平成二十一年に、文仁親王殿下、秋篠宮ですが、お誕生日に際して、なぜ平成二十一年かという点、

昨年末に天皇陛下が体調を崩された要因について、羽毛田信吾宮内庁長官は「私的な所見」と断りながらも「皇統の問題を始めとする皇室にかかわる諸々の問題」と述べ、陛下が皇室の将来を心配されていることを明らかにしました。殿下はこの長官の発言、そして皇統の問題に対してどのようにお考えでしょうか。

という宮内庁代表質問に対してのお答えは、皇位継承の制度というものの自体に関しましては、これは陛下も述べられているように、国会の論議にゆだねるべきものであるというふうに私も考えます。しかし、その過程において今後の皇室の在り方ということも当然議論されることになるわけですが、その将来的な在り方ということについては、将来その当事者になる皇太子ほかの意見を聞くという過程も私は必要なのではないかと思っております。

というふうにお答えになりました。

この翌年が、いわゆるこの問題、八月八日からいろいろ報じられているところでありますが、平成二十二年七月に参与会議において陛下が譲位という言葉を出されたというような報道がなされているところであります。

その翌年の平成二十三年の秋篠宮、再びお誕生日でございますが、皇太子様と皇室の将来のあり方について、

いわゆる皇室の制度については、皇室典範があります。制度論については、これは国会の論議に委ねることになるわけで、私が何か言うということではありませんけれども、その過程において、今後の皇室の在り方を考えるときには、何らか、私若しくは皇太子殿下の意見を聞いてもらうことがあって良いと思っております。

こういうことが、私どものこの議論も議事録によつて見ることができるところであります。今申し上げたことも、解釈は何もしておりませんが、宮内庁のホームページに載っているところでございます。

前回の会議のときに、いわゆる宮務法と一般法の議論をいたしました。宮務法の時代は、皇室のことは議院によらなくとも皇室の中で自分たちで考えていくということができるわけです。しかし、今、制度論としての退位を入れるか入れないか。

基本的には制度を認めない、退位という制度はなくて、皇位継承には崩御なんだ、しかし、特例的に措置をするんだということであればまた議論がちぐはぐになりますが、この退位という問題を皇位継承の中に入れるという中においては、いわゆる天皇陛下を含む皇室の中で何かをできるということではありませんので、一般法である皇室典範あるいはその附則の議論は国会の中の議論でしか決められないということにおいて、宮内庁ホームページの中においても皇室は皇室なりのお考え方を発信しているのではないかとということで、私も、さっきの又市先生のお話ではありませんが、議長や副議長がこういった問題をどのようにお考えになつて今後の議論に進まれていくのか、これは、各党じゃなくて、議長、副議長に機会があればお尋ねをしたいと思っております。

○衆議院議長（大島理森君） ただいまの御説明がございましたが、退位そして皇室の今後の安定的継承、これらは、私は、やはり基本的に、憲法の第一章にありますように、国民の総意に基づく天皇の地位ということを考えて、そこをきつと押さえておくことが大事だと思います。

押さえ方はいろいろあると思うんです。押さえ方はあると思いますが、今お答えできるのはもうそのことしかございません。それ以上踏み込むと、またいろいろ評価みたいなものになつてきますの

で。

○参議院議長（伊達忠一君） よろしゅうございますか。

ほかにございますか、皆さん方から。

それでは、一通り皆さん方から貴重な御意見をいただきました。全会一致で決めようという皆さん方の努力に感謝を申し上げます。

それでは、最後に議長の方からお話をさせていただきます。

○衆議院議長（大島理森君） きょうは本当にありがとうございました。

皆さんから、接点を求めるために、それぞれの思いをまたいろいろとお話いただきました。真摯に御議論いただいていることに改めて心から感謝を申し上げたいと思います。また、敬意を表したいと思います。

憲法において、先ほども申し上げましたように、天皇の地位は日本国民の総意に基づくとございます。そのことに鑑み、皆様方から、天皇御退位等の問題については、主権者国民の代表である立法府の責任と努力で議論を尽くし、総意を探し出せとの御下命を我々四者にいただきました。

一月十九日以来、五回全体会議、また個別の見聴取を一回重ねてまいりました。これまでの御議論の中で明確にこの国会で結論を出すべしと御主張された政党・会派もありましたが、そのよう

に主張されずとも、できるだけ接点を見つけようという御発言等の真意は、やはりこの国会で結論を出すべしとの思いは私ども四人と共通した認識であろう、このように考えるところでございます。したがって、このことを考えますと、きょうの議論を踏まえ、皆様方の意見の可能な限りの一致点を見出したいと我々四者は考えております。したがって、いよいよこれからさらに結論をまとめる段階に入つてまいりたいと思っております。

各党・会派の皆様方におかれましては、特に整理をした⑤を中心に、どのような接点をさらにつくることができるのか、それぞれにお考えをいただき、その上で、大変恐縮ですが、来週十三日曜日の十四時から、今度は個別に御意見を賜りたい、こう思っております。

なお、その時間帯については後で議長から御下命があると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○参議院議長（伊達忠一君） 今、大島議長の方からお話がありました。先ほどの御意見にもありましたように、個別にという話もございました。そんなことから、実は、十三日月曜日十四時から短い時間ずつでひとつ取りまとめを行いたい、こう思っております。

○衆議院議員（野田佳彦君） 今のことで、よろしいですか。

○参議院議長（伊達忠一君） はい。

○衆議院議員（野田佳彦君） どこかでまとめに入つていかなければいけないことは間違いないと思えますし、今国会中に結論を得なければいけないと思えます。

という中で、あらゆることが全て一致することは困難かもしれませんが、いろいろな課題を残して政府に預けてしまうということは国会が下請機能になりますから、こんなことができますとまとまった後、これで内閣は法律をつくれというぐらゐのものにしなきゃいけないですね、最低限。

とするならば、きょうはもつと議論したいところが若干あったのは、仮に特例法でまとめるのも、あとの事情は政府に任せるんじゃないかと、そんなものは特例法で書くという御主張がないと、そこまでじゃないと、これは私もまとめ切れなれないと思えます。私は本則、典範改正論でありますが、政府にどこで委ねるかというところが大事なので、まとめの段階までにはそこは最終確認ができるよううにお願いしたいと思います。

○衆議院議長（大島理森君） ただいまの野田先生からの御要望というか、当然そういうことは考えていかなきゃならぬと思っておりますので、非常に重要な点だと思っておりますので、しかと心

得ながらこれから進めてまいりたい、このように思っております。

○参議院議長（伊達忠一君） ありがとうございます。

今お配りさせていただきましたその時間帯で、実は十四時から十六時にかけて行いたい、こう思っております。中には四者にお任せをするところというところもございますが、御意見のあるところといういろと調整をしてみたい、こう思っておりますので、よろしゅうございますか、皆さん、この時間帯で。

非常に時間、短うございますので、取りまとめにひとつ御協力をお願いしたいと思います。

本日は、本当にありがとうございます。

○衆議院議長（大島理森君） どうもありがとうございます。

午後三時六分散会